

国民健康保険税の通知を送ります

☎ 税務課 諸税管理係(1階8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479

国民健康保険税の納税通知書は、6月11日(木)に発送します。納付方法や特別徴収の開始月などを記載しています。

令和8年度より、国の少子化対策として進められている、児童手当の拡充などの子育て支援施策の財源を、健康保険に加入している全世代から拠出する「子ども・子育て支援金制度」が開始します。国民健康保険についても、従来の医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分に加え「子ども・子育て支援金分」として新たな負担区分が追加されます。

区分	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者支援分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)	子ども・子育て支援金分 (0～74歳)
①所得割	基準総所得*1×6.9%	基準総所得*1×2.7%	基準総所得*1×2.4%	基準総所得*1×0.25%
②均等割 (被保険者一人につき)	29,000円	11,200円	11,500円	1,221円*2
③平等割 (一世帯につき)	19,000円	7,300円	6,100円	754円
④18歳以上均等割 (18歳以上の被保険者一人につき)				54円
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円
[医療保険分①+②+③の計] + [後期高齢者支援分①+②+③の計] + [介護保険分①+②+③の計] + [子ども・子育て支援金分①+②+③+④の計] = 1年間の国民健康保険税				

- ※1 基準総所得：被保険者一人毎の総所得金額から基礎控除43万円を控除した額の合計額
- ※2 18歳未満の被保険者の人は、子ども・子育て支援金分の均等割はかかりません(10割軽減します)
- ・国民健康保険では、一人一人が被保険者ですが、世帯主が納税義務者になります。世帯主本人が他の健康保険に加入しているなど、国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者となります(「擬制世帯主」といいます。擬制世帯主の所得は所得割には含みません)
- ・介護保険分は、40歳になった時点で税額変更を行い、別途通知します。65歳になる人は65歳到達の前日までの介護保険分を、あらかじめ各期に配分していますので通知はありません

●所得が一定基準以下の世帯への軽減制度

所得が一定基準以下の世帯には、均等割額と平等割額を、所得要件に応じて7割・5割・2割軽減します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合あり)。

●後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減制度

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者が1人になる世帯は、5年間平等割額を半額に軽減します。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。

●非自発的失業者の軽減制度

会社の倒産・解雇や雇い止めなどの離職により、国民健康保険に加入した場合、国民健康保険税が軽減される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

●未就学児の軽減制度

未就学児の均等割額は、5割軽減します。軽減対象世帯の未就学児の場合は、7割・5割・2割の軽減適用後からさらに5割軽減します。

●産前産後期間の軽減制度

出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が、年額から減額されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。

●減免制度

納税義務者(世帯主)と世帯の国民健康保険加入者が、さまざまな事情で国民健康保険税の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

●特別徴収(年金からの引き去り)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65～74歳で、年金が年額18万円以上の方は、年金からの引き去りの対象になる場合があります。対象の方には、納税通知書でお知らせします。



はしかわ市長の だいすき!くさつ



禁煙で健康に

山々の緑もひと雨ごとに色を深めてまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。梅雨による高温多湿と、日々の寒暖差で体調を崩しやすい時期ですので、くれぐれもご自愛ください。

さて、5月31日からの一週間で禁煙週間と定められていることをご存じでしょうか。世界保健機関(WHO)が、昭和45(1970)年に世界のたばこ対策に関する決議を行い、平成元(1989)年に5月31日を「世界禁煙デー」と定めたのが始まりです。日本でも、厚生労働省が平成4(1992)年に、5月31日から一週間で禁煙週間と決めました。

たばこの煙には、ニコチンやタールなど、多くの有害物質が含まれており、喫煙は、がんをはじめ、脳卒中などの循環器疾患や、慢性閉塞性肺疾患などの呼吸器疾患など、多くの病気に関係しています。また、喫煙開始年齢が早いほど、健康被害が多いとされています。

人年齢が18歳に引き下げられても、健康への影響が大きい理由から、20歳未満は喫煙が禁止されています。加えて、たばこは、喫煙者が吸う煙よりも、たばこの先から出る煙の方が、何倍もの有害物質が含まれています。

法律では「室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を受動喫煙と定義しており、多数の利用者がいる施設や飲食店は原則禁煙とし、学校や病院などの他、行政機関の敷地内では禁煙としています。屋外でも、望まない受動喫煙が生じることがないように配慮することが義務となっており、本市でも、JR草津駅や南草津駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定して、路上喫煙を禁止するとともに、指定喫煙所(マナースペース)での喫煙をお願いします。

喫煙者はマナーを守ってたばこを吸っていただくとともに、禁煙を考えている人は、禁煙週間の機会に、禁煙外来や薬局での相談も含め、まずは第一歩を踏み出しましょう。

“地域猫活動”を知っていますか?



近年、飼い主のいない猫への餌やり行為が猫の増加を招き、その結果、ふん尿やごみ荒らしなどの地域トラブルに発展することがあります。その解決手段として、市では「地域猫活動」を推進しています。

☎ 生活安心課(1階) ☎561-2340、FAX561-2479

地域猫活動とは?

餌やりの時間や場所、ふん尿の始末、不妊去勢手術などについて、地域でルールを定め適切に管理することで、野良猫の繁殖防止や一代限りの命を見守り、地域トラブルや殺処分を減らす活動です。

さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)

市内で「TNR活動」(飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術後に元の地域に戻し管理する活動)を行う団体に、協力病院で無料手術を受けられるチケットを交付します。申請には市への事前相談と団体登録が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

